

久喜市議会
平成31年2月定例会
委員会提出議案

議 案 目 録

委員会決議第 1 号	都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域見直しに係る決議……………	1
------------	------------------------------------	---

委員会決議第 1 号

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域見直しに係る決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 3 1 年 3 月 5 日

提出者 久喜市建設上下水道常任委員会
委員長 丹野 郁 夫

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域見直しに係る決議

久喜市は本年合併 1 0 周年となる大きな節目を迎える。旧 1 市 3 町の歴史、文化、まちづくりを尊重しつつ、更なる発展を希求し、市民が暮らしやすいまちづくりをすべく取り組んできた。

しかしながら、合併後 1 0 年を迎えるにもかかわらず、市の一体感を阻害する要因が存在する。その要因の一つである都市計画法第 3 4 条第 1 1 号に基づき指定する区域（以下「第 1 1 号区域」という。）の指定基準を早急に見直すべきことを、これまでに議会は幾度も要求してきた。平成 2 7 年 9 月議会に建設上下水道常任委員会提出の「都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の区域指定と開発基準の見直しを求める決議」や、平成 3 0 年 9 月議会に岡崎議員提出の「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」がその最たるものである。

第 1 1 号区域は、比較的安価で広い土地を購入することができるため、若年層の定住促進に一定の効果が期待できる。その一方で、生活雑排水の流入による水路の水質悪化や悪臭、集中豪雨時の浸水被害が第 1 1 号区域内に発生しているといった現状がある。

建設上下水道常任委員会は、継続審査となっている上記条例案について所管事務調査を実施し調査研究を重ねた。その中で、埼玉県が来年度中に第 1 1 号区域の縮小に向けた指定運用方針の改正を進めていることが明らかとなった。当委員会は、県のこの改正の動きを踏まえ、久喜市独自のまちづくりに重大な影響を及ぼす第 1 1 号区域の見直しを所管事務調査の中で重ねて求めた。

その結果、市は平成 3 1 年 1 月 2 9 日に実施した所管事務調査の中で、平成 3 1（2 0 1 9）年度中に第 1 1 号区域の一部指定及び一部除外する見直しを行い、地域によって変わる二重基準の解消を図る姿勢を初めて示した。大きな前進である。

当委員会は、第 1 1 号区域の見直しを実施するにあたり、以下の 4 点を強く求める。

- 一、十分な猶予期間を設け、第11号区域から除外する地域住民の理解を得ること。
- 一、第11号区域の冠水対策及び排水先の確保に努めること。
- 一、水路の水質改善のために、合併浄化槽の定期的な維持管理を徹底すること。
- 一、都市計画マスタープランの次回策定時は、更なる一体感をもったまちづくりを検討すること。

以上、決議する。

久 喜 市 議 会